

寒川町議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
～略～			～略～		
(定義)			(定義)		
第2条 (略)			第2条 (略)		
2 (略)			2 (略)		
3 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、寒川町情報公開条例（平成11年寒川町条例第24号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。			3 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、寒川町情報公開条例（平成11年寒川町条例第24号。第20条において「情報公開条例」という。）第2条第1号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。		
4～8 (略)			4～8 (略)		
9 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。			9 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。		
10 (略)			10 (略)		
～略～			～略～		
(利用及び提供の制限)			(利用及び提供の制限)		
第12条 (略)			第12条 (略)		
2～4 (略)			2～4 (略)		
5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで_____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)			(略)		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規	第12条第5項の規定により読み替	第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規	第12条第5項の規定により読み替

	定に違反して利用されているとき	えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
(略)		

～略～

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した

	定に違反して利用されているとき	えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
(略)		

～略～

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した

帳簿（以下_____「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(10) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生_____に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

(2)～(7) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 (略)

～略～

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

3 (略)

～略～

(適用除外)

第47条 保有個人情報（非公開情報を専

帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(10) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は_____これらに準ずる事項を記録するもの

(2)～(7) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、_____自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 (略)

～略～

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下_____「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

3 (略)

～略～

(適用除外)

第47条 保有個人情報（非公開情報を専

ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章 (第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

～略～

ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章 (第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

～略～

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定、同条第9項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）並びに第17条第1項及び第2項第1号、第18条第1項、第27条第2項並びに第47条の改正規定は、公布の日から施行する。